

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税(※)	不動産取得税						
県税の課税免除等の特例に関する条例	S39.4	<p>○青色申告書を提出する法人</p> <p>○製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業</p> <p>※上記のうち、市町村が策定する市町村計画に産業振興促進事項として記載された事業</p> <p>○生産設備取得価額 500 万円以上</p> <p>※製造業・旅館業は下記の例外あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の額等</th> <th>生産設備取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 万円超1億円以下</td> <td>1,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の額等	生産設備取得価額	5,000 万円超1億円以下	1,000 万円以上	1億円超	2,000 万円以上	過疎法に規定する市町村計画に記載されている産業振興促進区域	<p>○3年間</p> <p>○課税免除</p>	<p>○3年間</p> <p>○課税免除</p>	<p>○取得時</p> <p>○課税免除</p>
		資本金の額等	生産設備取得価額									
5,000 万円超1億円以下	1,000 万円以上											
1億円超	2,000 万円以上											
<p>○青色申告書を提出する法人</p> <p>○製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等</p> <p>※上記のうち、県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として記載された事業</p> <p>○生産設備の取得価額 500 万円以上</p> <p>※製造業・旅館業は下記の例外あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の額等</th> <th>生産設備取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 万円超1億円以下</td> <td>1,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の額等	生産設備取得価額	5,000 万円超1億円以下	1,000 万円以上	1億円超	2,000 万円以上	離島振興地域	<p>○3年間</p> <p>○課税免除</p>	<p>○3年間</p> <p>○課税免除</p>	<p>○取得時</p> <p>○課税免除</p>		
資本金の額等	生産設備取得価額											
5,000 万円超1億円以下	1,000 万円以上											
1億円超	2,000 万円以上											

		<input type="checkbox"/> 青色申告書を提出する法人 <input type="checkbox"/> 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ※上記のうち、市町村長の策定する産業投資促進計画に記載された事業 <input type="checkbox"/> 生産設備の取得価額 500 万円以上 ※下記の例外あり	半島振興地域	<input type="checkbox"/> 3年間 <input type="checkbox"/> 不均一課税	<input type="checkbox"/> 3年間 <input type="checkbox"/> 不均一課税	<input type="checkbox"/> 取得時 <input type="checkbox"/> 不均一課税						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の額等</th> <th>生産設備取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>1,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の額等	生産設備取得価額	1,000 万円超 5,000 万円以下	1,000 万円以上	5,000 万円超	2,000 万円以上				
		資本金の額等	生産設備取得価額									
1,000 万円超 5,000 万円以下	1,000 万円以上											
5,000 万円超	2,000 万円以上											
<input type="checkbox"/> 特定業務施設の用に供する減価償却資産の合計取得価額 3,800 万円以上(中小企業者の場合 1,900 万円以上) <input type="checkbox"/> 知事から地域再生法に基づく「特定業務施設整備計画」の認定をうけた者	地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域	<input type="checkbox"/> 3年間 <input type="checkbox"/> 不均一課税 (移転型のみ)	<input type="checkbox"/> 3年間 <input type="checkbox"/> 不均一課税	<input type="checkbox"/> 3年間 移転型 <input type="checkbox"/> 課税免除 拡充型 <input type="checkbox"/> 不均一課税								
<input type="checkbox"/> 牽引事業対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び土地の合計取得額1億円超(製造業、卸売業のうち農林漁業関連業種の場合は 5,000 万円超) <input type="checkbox"/> 知事から地域経済牽引事業促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認をうけた者	地域経済牽引事業促進法に規定する同意基本計画に定められた促進区域	—	<input type="checkbox"/> 3年間 <input type="checkbox"/> 課税免除	<input type="checkbox"/> 取得時 <input type="checkbox"/> 課税免除								

※大規模償却資産となる固定資産について優遇措置あり(通常の固定資産については各市町村が優遇措置を行う)

〈補助金〉

条例名・ 制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業 等	補助額等 (雇用割加算)	限度額
宮崎県企業 立地促進補 助金交付要 綱	R5. 4	一般立地企業	<p><b>【新設】</b></p> <p>①製造業5人以上 ②情報関連産業5人以上 ③試験研究機関5人以上 ④流通関連業5人以上 ⑤④のうち卸売業20人以上</p> <p>※新設とは、県内に本社や事業所等を有しないものが、県内で新たに事業所等を設置すること、県内に本社や事業所等を有するものが県内で別分野の立地対象業種に参入し事業所等を設置すること、または、特定団地(宮崎フリーウェイ工業団地)内に事業所等を新設または増設することをいう。</p> <p>※人数はいずれも新規県内雇用者数。</p> <p>※高度な環境制御を行う「植物工場」は製造業として補助対象。</p>	県下全域	<p>初期投資に係る生産施設・設備、構築物、福利厚生施設、環境施設等(用地取得に要した経費を除く)</p>	<p><b>【新設】</b></p> <p>○雇用者割 ○補助対象経費割</p> <p>①40万円/人 ①2億円超 6% ②60万円/人 ②基準なし 10% ③40万円/人 ③基準なし 6% ④40万円/人 ④1億円超 6% ⑤40万円/人 ④1億円超 6%</p> <p>※雇用者割加算</p> <p>○特定団地に立地する場合 10万円/人加算</p> <p>○中山間地域に立地する場合 10万円/人加算</p> <p>○ゼロカーボン関連産業、医療機器関連産業、フードビジネス関連産業、自動車・航空機関連産業、半導体関連産業または、先端産業分野に該当する場合 10万円/人加算</p> <p>○新規県内雇用者の給与水準</p>	<p><b>【新設】</b></p> <p>①2億円 ②5億円 ③5億円 ④2億円 ⑤2億円</p>

					<p>が全国平均以上の場合 30万円/人加算</p> <p>○新規県内雇用者がUIJターナーに該当する場合 30万円/人加算</p>	
			<p><b>【増設】</b></p> <p>⑥製造業 10人以上 ⑦情報関連産業 10人以上 ⑧試験研究機関 10人以上 ⑨流通関連業 10人以上 ⑩⑨のうち卸売業 30人以上</p> <p>※増設とは、県内に本社や事業所等を有するものが、県内で新たに事業所等を設置又は既存事業所等の規模拡大を図ることをいう。 ※人数はいずれも新規県内雇用者数。 ※高度な環境制御を行う「植物工場」は製造業として補助対象。</p>		<p><b>【増設】</b></p> <p>○雇用者割 ○補助対象経費割</p> <p>⑥20万円/人 ①5億円超 3% ⑥1億円 ⑦20万円/人 ②1億円超 5% ⑦2.5億円 ⑧20万円/人 ③1億円超 3% ⑧2.5億円 ⑨20万円/人 ④2億円超 3% ⑨1億円 ⑩20万円/人 ④2億円超 3% ⑩1億円</p> <p>※雇用者割加算</p> <p>○中山間地域に立地する場合 10万円/人加算</p> <p>○ゼロカーボン関連産業、医療機器関連産業、フードビジネス関連産業、自動車・航空機関連産業、半導体関連産業または、先端産業分野に該当する場合 10万円/人加算</p> <p>○新規県内雇用者の給与水準が全国平均以上の場合</p>	

						30万/人加算 ○新規県内雇用者がUIJターナーに該当する場合 30万/人加算	
					※情報関連産業にあつては、賃貸施設を賃借する際の賃借料の1/2を補助(3年間、1坪あたり1万円を上限、市町村より同様の補助を受ける場合1/4) ※情報関連産業にあつては、既存施設の改装経費等の1/3を補助(m <sup>2</sup> あたり2万5,000円を限度)		
		大規模立地企業	○製造業 a.新規県内雇用者 101人以上、投資額 150億円超(※リース分を除く) b.新規県内雇用者 201人以上、投資額 250億円超(※リース分を除く) c.新規県内雇用者 301人以上、投資額 500億円超(※リース分を除く) d.新規県内雇用者 401人以上、投資額 750億円超(※リース分を除く) e.新規県内雇用者 501人以上、投資額 1,000億円超(※リース分を除く)  ○情報関連産業	県下全域	初期投資に係る生産施設・設備、構築物、福利厚生施設、環境施設等(用地取得に要した経費を除く)	a.～e.雇用者割 40万円/人、補助対象経費割4% f. 雇用者割 60万円/人、補助対象経費割8%	a. 10億円 b. 20億円 c. 30億円 d. 40億円 e. 50億円 f. 8億円
					※雇用者割加算 ○特定団地に立地する場合 10万円/人加算 ○中山間地域に立地する場合 10万円/人加算 ○ゼロカーボン関連産業、医療機器関連産業、フードビジネス関連産業、自動車・航空機関連産業、半導体関連産業または、先端産業分野に該当する場合 10万円/人加算 ※情報関連産業にあつては、年間通信回線使用料の1/2を補助(年間限度額 2,000万円、5年間) ※情報関連産業にあつては、既存施設の改装経費等の1/3を補助		

			f.新規県内雇用者301人以上、投資額1億円超		(㎡あたり25,000円を限度) ※情報関連産業にあつては、補助金交付開始から3年以内に要したオフィス賃借料の1/2を補助(限度額:1坪あたり1万円) ※補助金交付開始から5年までの新規雇用を補助	
	<p>本社機能強化企業</p> <p>※本社機能とは</p> <p>1.事務所であつて、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの</p> <p>(1)調査及び企画部門(事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門)</p> <p>(2)情報処理部門(自社のための社内業務としてシステム開発等を専門的に行っている部門)</p> <p>(3)研究開発部門(基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門)</p> <p>(4)国際事業部門(輸出入に伴う貿易業務や</p>	<p>【移転】</p> <p>○以下①～⑤のいずれも</p> <p>新規県内雇用者及び転勤者数が10人以上かつ投資額2,000万円以上(中小企業の場合、5人以上かつ1,000万円)</p> <p>①製造業、②情報関連産業、③試験研究機関、④流通関連業、⑤知事特認業種</p> <p>※県外に本社機能を有する企業が、新たに県内で本社機能に関する施設(特定業務施設)を整備すること</p> <p>※新規県内雇用者1人以上であること</p> <p>※知事特認業種とは、上記①～④以外の業種のうち、知事が地域の活力向上に寄与すると特別に認める業種</p> <p>【拡充】</p> <p>○以下⑥～⑩のいずれも</p> <p>新規県内雇用者10人以上かつ投資額2,000万円以上(中小企業の場合、5人以上かつ1,000万円)</p> <p>⑥製造業、⑦情報関連産業、⑧試験研究</p>	県下全域	<p>初期投資に係る生産施設・設備、構築物、福利厚生施設、環境施設等(特定業務施設に係る分。用地取得に要した経費を除く)</p>	<p>【移転】</p> <p>○雇用者割</p> <p>①50万円/人</p> <p>②70万円/人</p> <p>③50万円/人</p> <p>④50万円/人</p> <p>⑤50万円/人</p> <p>○転勤者割</p> <p>一律20万円/人</p> <p>○補助対象経費割</p> <p>一律20%</p> <p>【拡充】</p> <p>○雇用者割</p> <p>⑥30万円/人</p> <p>⑦30万円/人</p> <p>⑧30万円/人</p> <p>⑨30万円/人</p> <p>⑩30万円/人</p> <p>○補助対象経費割</p> <p>一律10%</p>	<p>【移転】</p> <p>①4億円</p> <p>②10億円</p> <p>③10億円</p> <p>④4億円</p> <p>⑤4億円</p> <p>【拡充】</p> <p>⑥2億円</p> <p>⑦5億円</p> <p>⑧5億円</p> <p>⑨2億円</p> <p>⑩2億円</p>

		<p>海外事業の統括業務を行っている部門)</p> <p>(5)情報サービス事業部門(ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門)</p> <p>(6)その他管理業務部門(総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門)</p> <p>2.研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの</p> <p>3.研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの</p>	<p>機関、⑨流通関連業、⑩知事特認業種</p> <p>※新たに県内で特定業務施設を整備するもの のうち、移転以外のもの</p> <p>※知事特認業種とは、上記⑥～⑨以外の業種 のうち、知事が地域の活力向上に寄与すると 特別に認める業種</p>		<p>※雇用者割加算</p> <p>○特定団地に立地する場合 10万円/人加算</p> <p>○中山間地域に立地する場合 10万円/人加算</p> <p>○ゼロカーボン関連産業、医療機器関連産業、フードビジネス関連産業、自動車・航空機関連産業、半導体関連産業または、先端産業分野に該当する場合 10万円/人加算</p>															
		<p>困難地域立地企業</p> <p>○中山間地域の中で、特に山間部等で立地条件が悪く、過去5年間に認定した立地企業がない</p>	<p>○以下①～⑤のいずれも新規県内雇用は3人以上</p> <p>①製造業</p> <p>②情報関連産業</p> <p>③試験研究機関</p>	<p>西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町、五</p>	<p>初期投資に係る生産施設・設備、構築物、福利厚生施設、環境施設等(用地</p> <table border="1" data-bbox="1590 1125 2087 1353"> <tr> <td>○雇用者割</td> <td>○補助対象経費割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①50万円/人</td> <td>①4%</td> <td>①2億円</td> </tr> <tr> <td>②100万円/人</td> <td>②8%</td> <td>②5億円</td> </tr> <tr> <td>③50万円/人</td> <td>③4%</td> <td>③5億円</td> </tr> <tr> <td>④50万円/人</td> <td>④4%</td> <td>④2億円</td> </tr> </table>	○雇用者割	○補助対象経費割		①50万円/人	①4%	①2億円	②100万円/人	②8%	②5億円	③50万円/人	③4%	③5億円	④50万円/人	④4%	④2億円
○雇用者割	○補助対象経費割																			
①50万円/人	①4%	①2億円																		
②100万円/人	②8%	②5億円																		
③50万円/人	③4%	③5億円																		
④50万円/人	④4%	④2億円																		

		市町村に立地する場合	④流通関連業 ⑤知事特認業種 ※知事特認業種とは、上記①～④以外の業種のうち、知事が地域の活力向上に寄与すると特別に認める業種。	ヶ瀬町の 5町村	取得に要した経費を除く)	⑤50万円/人 ⑤4%	⑤2億円
※雇用割加算 ○ゼロカーボン関連産業、医療機器関連産業、フードビジネス関連産業、自動車・航空機関連産業、半導体関連産業または、先端産業分野に該当する場合 10万円/人加算 ○新規県内雇用の給与水準が全国平均以上の場合 30万円/人加算 ○新規県内雇用者がUIJターン者に該当する場合 30万円/人加算 ※情報関連産業にあつては、賃貸施設を賃借する際の賃借料の1/2を補助(3年間、1坪あたり1万円を上限、市町村より同様の補助を受ける場合1/4) ※情報関連産業にあつては、既存施設の改装経費等の1/3を補助(m <sup>2</sup> あたり25,000円を限度)							

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
企業立地促進貸付	H20.4	県内に工場及び事業所を新設し又は増設する者	県内に工場及び事務所を新設等する県の誘致企業等	県下全域	工場及び事業所を新設し、又は増設する中小企業等及び組合	○利率 年1.0%(3年以内) 1.2%(5年以内) 1.4%(7年以内) 1.5%(10年以内) ・10年目以降は金融機関所定金利	(中小企業者等) ○設備資金20億円 ○運転資金2億円 (組合) ○設備資金5億円

						○償還期間 設備資金 15年以内 (うち据置3年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置1年以内)	○運転資金2億円
--	--	--	--	--	--	---	----------